

コベルコ建機製品(クレーン)に対するGTL燃料/HVO燃料の使用について

近年、新しい軽油代替燃料の流通が始まっています。コベルコ建機製品における適応範囲と使用に際しての注意を、ご案内致します。

<GTL燃料/HVO燃料とは>

GTL(Gas To Liquid)は天然ガス由来の燃料であり、一酸化炭素と水素ガスの混合ガスを化学反応させ、合成した液体燃料のことです。

HVO (Hydrotreated Vegetable Oil) は、植物性油脂を水素添加反応によって精製し、合成した液体燃料のことです。

<GTL燃料/HVO燃料をコベルコ建機製品にご使用頂くための条件>

- ・JIS K 2204の軽油 2 号に適合する燃料を使用してください。
- ・燃料販売元から提供される説明書やガイドライン等の情報や指示に従い、正しい取り扱いを行ってください。
- ・使用した燃料に起因する機械の不具合が発生した場合は、故障発生部品と使用燃料を回収させていただきます。

<適用範囲>

本内容の適用範囲はコベルコ建機製品のうち、以下の対象エンジンを搭載したクローラー式油圧クレーンのみが対象となります。GTL燃料は公道を走る自動車（ホイールクレーン等のナンバープレート取得車）の燃料としての使用は禁止されています。HVO燃料は法規上公道を走る自動車の燃料としての使用は禁止されていませんが、バイオディーゼルと同様に低温時に凝固する可能性の懸念や、地域による法律や規制があることなどから、現時点では当社としては公道を走る自動車の燃料としての使用は推奨しておりません。

【対象エンジン】

エンジンメーカー名	GTL	HVO	対象型式名
日野	○	○	型式指定なし
いすゞ	○	○	型式指定なし
SCANIA	○	○	型式指定なし
MTU	△	△	Daimler: OM936LA(MTU: 6R1000)
Cummins	△	△	KTA19C600、QSK19-C
三菱ふそう	×	×	—

○: 型式問わず使用可能 △: 対象型式名に記載のエンジンは使用可能 ×: 使用不可

<使用に際しての注意>

- ・GTL燃料またはHVO燃料を給油をした機械はGTL燃料専用車ないしHVO燃料専用車となります。他の油種を混合しないでください。貯蔵タンクなどに保管する場合も同様です。軽油からのバイオ燃料への入れ替え時に、タンクに残留した軽油の確認が必要になることがあるため、事前に所管の都道府県税事務所へ相談をお願い致します。
- ・GTL燃料またはHVO燃料が残ったままの機械を長期保管するとシール類に影響が出る可能性があるため、燃料は使い切って使用後は通常の軽油に入れ替えてください。
- ・燃料フィルタ交換等のメンテナンスは通常の取扱説明書の内容に従って実施してください。
- ・GTL燃料およびHVO燃料への軽油引取税の課税に関する内容は燃料販売元へお問い合わせください。
- ・その他、燃料に関する不明な点につきましては燃料販売元へお問い合わせください。
- ・今後、GTL燃料およびHVO燃料に関する各種法律や規制、規格が追加変更になる場合には、本内容が予告なく変更される可能性があります。